

平成 17 年 11 月 10 日
監 査 事 務 局

問 い 合 わ せ 先
監 査 事 務 局 総 務 課
電 話 03-5320-7011

都議会議長専用公用車の私的利用を違法・不当としてその
利用に要した経費の返還を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	樺	山	たかし
同	土	屋	たかゆき
同	三	栖	賢 治
同	筆	谷	勇

第 1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 後 藤 雄 一

2 請求書の提出

平成 17 年 9 月 16 日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 川島都議会議長の公用車、私的使用について

(ア) 要旨

請求人が調査したところ平成 17 年 9 月 15 日、川島議長は代々木山下病院に行く際、議長専用車を使用している。

病院へ行くことは私的な行為であり、公用車を使うことは不当利得に当たる。

(イ) 都の過去の対応

請求人が平成 16 年 5 月、消防庁立川消防署長が「病院に行くのに公用車を使っている」として監査請求したところ、費用を全額返還している。

(ウ) 請求人が確認した本件事実

9月15日

午後4時7分・・・都庁玄関前で川島議長、議長車へ乗車

午後4時15分・・・代々木「山下病院」で下車

議長車は、都庁に引き返す。

午後8時30分・・・議長車、代々木美容会館前の信号先に駐車

午後8時55分・・・乗車

午後8時56分・・・発車・・・高速に入り移動

(エ) 賠償請求額及び計算方法

本件に使用した議長車の維持費、ガソリン代、人件費を、川島議長本人の金員で返還させる。

請求金額・・・公用車の償却代等の計算が正確に出来ないため、概算で100,000円分とする。

(2) 措置要求

本件公用車使用は、川島議長の不当利得に当たるので、自らの負担で不当利得を返還させるよう、知事の返還請求権の行使を求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成17年9月15日の都議会議長による庁有車利用に要した経費の支出を監査対象とした。

2 監査対象局等

財務局を監査対象とした。

また、現都議会議長（以下「本件議長」という。）及び議会局に対し、関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

また、平成17年10月26日に、財務局職員の陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 都議会議長専用車について

ア 都議会議長は、乗用車を専用するものとされ（東京都自動車の管理等に関する規則（昭和39年東京都規則第92号。以下「本件管理規則」という。）第8条第1項）、専用の車（以下「議長専用車」という。）が配車されている。

イ 専用車については、使用時間（本件管理規則第9条）、使用手続（本件管理規則第11条）及び使用終了報告（本件管理規則第12条）の各規定の適用が除外されている。

ウ 庁有車の運転者は、毎日の運転状況を庁有車運転日誌に記載することとされ（本件管理規則第13条第1項）、議長専用車についても運転日誌が作成されている。

(2) 議長専用車の庁有車運転日誌について

ア 議長専用車の平成17年9月15日付け庁有車運転日誌（以下「本件運転日誌」という。）によれば、議長専用車は、午後3時45分から午後4時30分までの間、都庁を出発し渋谷区を経て都庁に戻っている。

イ 本件運転日誌によれば、議長専用車は、午後8時15分から午後10時30分までの間、都庁を出発して渋谷区及び港区を経て都庁に戻っている。

2 監査対象局の説明

(1) 議長専用車について

ア 専用車の趣旨

都議会議長は、都民により選ばれた都議会を代表する者であり、その職務内容は議事を整理し、議会の事務を統理するなど多岐にわたっており、その職責は非常に重い。また、議長は各種会議、式典、行事への出席などその活動は広範にわたる。

そのため、議長が機動的に公務を遂行できる手段を確保する観点から、本件管理規則第8条第1項に基づき議長専用車を制度化している。

イ 専用車と他の公用車の違い

専用車については、他の公用車とは異なり使用時間や使用手続などについて規則上特段の定めがない(本件管理規則第9条)。さらに、使用基準についても特段の定めがないことから、その使用については、専用する議長本人の判断に委ねられていると考えている。

また、議長専用車については、議長の円滑な公務遂行上の必要性から、送迎を含めて運行している。

ウ 運行手続き

(ア) 専属運転手(財務局職員)については、議長就任時に財務局経理部輸送課において決定する。

(イ) 専属運転手は、直接、議長あるいは議会局管理部秘書課(議長秘書)の指示に従い、議長専用車を運行する。

(ウ) 運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部輸送課が管理している。

(2) 本件監査請求にかかる事実関係について

平成17年9月15日の議長専用車の運行状況は、運転日誌及び当該運転手によると、次のとおりである。

ア 16時頃に、議会棟玄関を出発した。16時15分頃、渋谷区代々木一丁目で本件議長が降車し、16時30分頃に都庁内に帰庫した。

イ 20時15分頃に、都庁を出発した。20時30分頃、渋谷区代々木一丁目で本件議長が乗車し、自宅へ送った後、都庁内に帰庫した。

(3) 本件監査請求について

議長専用車は、議長専用の車両と専属の運転手により、常に議長の指示のもとに運行される公用車であり、円滑な公務遂行上の必要性から、自宅との送迎を含めて運行している。

この送迎については、日常生活を行う上で、社会通念上認められる合理的範囲の行為が含まれていると考えている。

本件請求における議長専用車の利用については、本件議長の判断のもとに運行されていること及びこれまでの運行状況に照らして、社会通念上認められる合理的範囲にあるものと認められる。

よって、請求人の主張には理由がないと考える。

(4) 請求に対する今後の対応について

財務局としては、今後とも、本件管理規則に基づき、公用車の適正な運行管理に努めていく。

3 判断

本件請求において請求人は、本件議長が議長専用車を利用して病院に立ち寄ったこと(以下「本件利用」という。)は私的利用に当たり、議長専用車にかかる経費の支出は違法・不当であるとして、その返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係人調査の結果に基づき、次のように判断する。

(1) 議長が乗用車を専用する趣旨について

議長は、本件管理規則第8条第1項において乗用車を専用するものとされており、本件管理規則により、使用時間等の規定が適用除外とされ、専用車以外の公用車とは異なる取扱いが規定上なされている。

その理由について、監査対象局から次のような説明があった。

議長は、都民により選ばれた議会を代表する者である。その職務内

容は、議事を整理し、議会の事務を統理するなど多岐にわたっており、その職責は非常に重い。また、議長は各種会議、式典、行事への出席などその活動は広範にわたる。

そのため、議長が機動的に公務を遂行できる手段を確保する観点から、議長専用車を制度化している。

議長専用車は、議長の円滑な公務遂行のために、自宅との送迎を含めて運行しており、使用時間や使用手続等については適用除外とされている。

このことから、議長専用車については、議長の職責を果たす上で必要な移動を確保するために利用に供されるものであると認識される。

(2) 議長専用車の利用について

専属の移動手段である議長専用車の利用途中に、議長個人の用務を行う場合について、監査対象局から次のような説明があった。

専用車の使用基準について、特段の定めはない。議長専用車について、自宅との送迎を含めて運行するということは、その中に日常生活を行う上で、社会通念上認められる合理的範囲の行為が含まれていると考えている。

このように議長専用車の利用途中における議長個人の用務について、社会通念上の範囲で認められるとしていることは、議長専用車が円滑に公務を遂行するための機動的手段であることからすると、理解できる。

(3) 病院に立ち寄ったことについて

関係資料及び関係人調査の結果、本件議長は、帰宅途中に、議長専用車で渋谷区内の病院に立ち寄ったことが確認された。

ア 本件議長からは、病気の内容について説明があった。さらに、本件利用について、治療のため、病院に行ったが、職務の遂行には十分配慮し、問題がないように都合をつけていたので、社会的にも認められる行為であると認識していたとの説明があった。

イ 関係人調査を行った議会局から、議長専用車で病院に立ち寄ることについて、次のような説明があった。

通勤災害補償制度において、通勤途中で病院に立ち寄ることは、通勤の中断に当たるものの、なお通勤としての取扱いを受けている。議長においても都議会議員が対象となる「東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年東京都条例第114号）」で補償されるものである。帰宅途中で病院に立ち寄り治療を受けることは、日常生活上必要な行為に当たるとされており、本件利用が、社会通念上の範囲内であることを示す一例と考えるものである。

本件は、本件議長が、治療のために議長専用車で病院に立ち寄ったものであり、体調が優れない場合に、通勤の機会を利用して治療を受けることは、広く一般的に行われており、社会通念の範囲を逸脱したものであるとは認められない。

4 結 論

本件議長が議長専用車による送迎の途中で、治療のため病院に立ち寄ることは社会通念上許される範囲のものと認められる。

したがって、本件議長が議長専用車を利用して病院に立ち寄ったことは私的利用に当たり、議長専用車にかかる経費の支出は違法・不当であるとする請求人の主張には理由がない。

資料（東京都職員措置請求書等）

都知事・本件財務会計責任者に関する措置請求

第1 川島都ギ会議長の公用車、私的使用について。

1) 要旨

請求人が調査したところ

平成 17 年 9 月 15 日、川島議長は代々木山下病院に行く際、議長専用車を使用している。

病院へ行くことは私的な行為であり、公用車を使うことは不当利得に当たる。

2) 東京都の過去の対応。

請求人が平成 16 年 5 月、消防庁立川消防署長が「病院等に行くのに公用車を使っている」として監査請求したところ、費用を全額返還している。

3) 請求人が確認した本件事実

9 月 15 日

午後 4 時 07 分・・・都庁玄関前で川島議長、議長車へ乗車

午後 4 時 15 分・・・代々木「山下病院」で下車。

議長車は、都庁に引き返す。

午後 8 時 30 分・・・議長車、代々木美容会館前の信号先に駐車

午後 8 時 55 分・・・乗車

午後 8 時 56 分・・・発車・・・高速に入り移動

4) 賠償請求額、及び計算方法

本件に使用した議長車の維持費、ガソリン代、人件費を、川島議長本人の金員で返還させる。

請求金額・・・公用車の償却代等の計算が正確に出来ない為、

概算で 100,000 円分とする。

5) 措置要求

本件公用車使用は、川島議長の不当利得にあたるので、自らの負担で不当利得を返還させるよう、知事の返還請求権の行使を求める

地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を求める。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

ア 請求人作成の陳述書と題する文書

イ 「練馬 3 3 0 さ 1 8 3」の車両を撮影した写真